

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

▼基本理念

自然豊かなふるさとで
いつまでも心豊かに元気で暮らそう

本町は、「太陽と海と緑豊かなまちづくり」という第6次南知多町総合計画の理念に代表されるように、豊かな自然を活かしたまちづくりを目指しています。

この自然豊かな、住み慣れたふるさとで高齢者になっても心豊かに、元気で暮らせるように、介護保険サービスをはじめとして、様々な高齢者施策を推進し、安心して住み続けられるよう支援していきます。

また、今後、団塊の世代が75歳以上になり、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいに満ち、暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域における支え合いや助け合いが求められます。

本町では、第6期介護保険事業計画において、地域包括ケアシステム（介護等が必要となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるようにするために「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する仕組み）の構築を目指しており、第7期計画策定においても、第6期計画の基本理念・基本目標を継承しつつ、第8期、第9期を見据えた段階的な取組を推進していきます。

2 基本目標

基本理念の実現とともに、生涯にわたり住み慣れた地域で自分らしく生活を営むことができる地域包括ケアシステムの構築に向けて、4つの基本目標を掲げて施策を推進します。

(1) 生涯にわたる健康・生きがいづくり

生涯にわたって元気で生き生きとした生活が続けるためには、日頃からの介護予防や認知症予防の取組が必要です。そのため、高齢者の健康を維持増進し疾病や要介護状態*の予防に向けて、元気なうちから一人ひとりの健康に対する意識を高め、自主的な健康管理や生活習慣の改善への取組や健康づくりに関する教室や講座の実施等、自助・共助による健康づくりを推進します。

さらに、高齢者が生活機能の低下が疑われる状態になった場合でも、行政、介護等高齢者福祉事業関係者等が地域住民と一緒に一人ひとりに合った適切な介護予防が提供できるよう、介護予防施策を充実します。

また、どのような健康状態にあっても、すべての高齢者が生きがいを持って、明るく活力のある生活が送れるよう、自らが社会を支える大切な一員であるという意欲を持ち、自らの知識や経験を地域社会で積極的に活かせる場や交流機会の充実に努めます。

(2) お互いにいたわる高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた家や地域で、できる限り自立し安心して暮らせるよう、一人暮らしの高齢者や要援護者等に対して、生活の利便性の向上や安全・安心の確保等、様々な側面からの生活支援サービスと福祉サービスを提供します。

さらに、家族介護者への支援を充実させるとともに、介護に関する知識の普及・啓発に取り組み、介護される本人やその家族を地域全体で支える環境づくりに取り組みます。

また、高齢者の多くは住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいるため、できるかぎり自立した生活を続けられるような支援が必要です。身近な地域で高齢者を支えるため地域包括支援センターの相談機能を強化し、サービスの充実を図るとともに、民生委員*や地域のボランティア等、地域と連携した共助による地域ケア体制づくりに取り組みます。

(3) 安心・安全な暮らしが実現できる地域づくり

災害はある日突然襲ってきます。特に大規模な災害の場合には、交通網の寸断や通信手段の混乱等で、消防や警察等の救援が受けられない可能性があります。災害発生時は、まず「自分の命は自分で守ること（自助）」を基本とし、特に要援護者に対しては「地域住民相互間での助け合い（共助）」が重要となります。

町では、地域防災計画を踏まえながら、自治会、自主防災組織、消防団、民生委員、消防署、警察署、医療機関、福祉関係機関等と連携を図り、地域において要援護者を支援するシステムを構築する等、地域の防災力の向上に努めます。

介護保険施設等へ入所している方々の災害対応については、現在、各々の施設ごと

の対応となっていますが、対応しきれない場合も想定されることから、行政のみならず、関係機関の連携のもと柔軟な支援体制の構築に向けて取り組みます。

また、認知症等により判断能力が不十分になると、金銭の管理や介護サービスの利用等の契約行為を自己決定に基づき行うことができなくなります。成年後見制度の活用を普及することにより、権利侵害を受けることなく安心した生活を送ることができるよう取り組みます。

(4) 質の高い介護サービスの提供

高齢者が要介護状態となっても、その人らしい生き生きとした生活を送ることができるよう、「介護・リハビリテーション*」、「医療・看護」、「保健・予防」のそれぞれの分野が連携し、一人ひとりが抱える課題に合わせた質の高いサービスを提供する必要があります。

そのため、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める「地域ケア会議」を開催し、地域支援ネットワークの構築や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント*支援、地域課題の把握等を行います。

効果的・効率的な介護給付*を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう促します。これにより適切なサービス提供の確保と、その結果として費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図りながら介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。そのためにサービスを利用する本人、家族、全ての町民が介護保険制度を十分に理解できるよう、より一層の普及啓発を図ります。

また、事業者に対してはサービスの適正な供給や質の向上、ケアマネジャーの資質の向上、介護報酬の不正請求のチェック等の指導を行い、より良い介護保険事業の実現に向けて取り組みます。

3 本計画で重点的に取り組む事項

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の尊厳の保持や、地域が高齢者を見守り支えるシステムの一環である、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが必要となります。その基盤として、高齢者の住まいを確保し、介護、医療、予防及び生活支援が柔軟に組み合わせられることが重要となります。

また、介護保険法の改正や国の示す指針においては、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」が明記される等、さらなる介護予防の推進も重要な課題となっています。

高齢化の進展状況には大きな地域差があり、2025年に向かい高齢者人口が急増する都市部と異なり、町の高齢者人口は本計画期間中にピークを迎え、その後は緩やかに減少すると予想されています。しかしながら、支える側である生産年齢人口の急激な減少が大きな課題となっており、現在、町では、様々な人口流出抑制や移住・定住促進対策に

取り組んでいます。また、高齢者福祉・介護の分野においても、サービスの提供が主である現状の仕組みを改善し、地域づくりで地域包括ケアを推進していく必要があります。

社会変動に揺るがない安定した生活を持続させるため、地域住民と地域の医療・保健・福祉等、様々な担い手が広くつながり高齢者を支え、また、高齢者自身も豊富な知識と経験を生かし地域を支える担い手となる地域包括ケアシステム構築の視点から、次の事項を重点的な取組として推進します。

重点事項 1 在宅医療・介護連携の推進

医療制度改革による在院日数の短縮化や高齢者人口の増加等により、今後在宅で療養する高齢者の増加が予測されます。急性期医療から在宅医療・介護までの一連の流れの中で、病院から退院した高齢者や、医療と介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えていくためには、容態に応じた適切な医療や介護が切れ目なく提供される体制が必要となります。そこで、医療・介護関係者間の顔の見える関係構築をはじめ、情報共有、相談体制の充実に取り組み、在宅医療・介護の連携を推進します。

重点事項 2 認知症施策の推進

今後の急速な高齢化の進行に伴い、認知症の人はさらに増加していくことが見込まれています。そうした中、認知症の方とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人やその家族への一層の支援を図るとともに、認知症の人の状態に応じた適切なサービスを提供していく必要があります。

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、第6期計画の取組をさらに進め、認知症に対する理解促進、医療機関と介護サービス事業所等との相互連携、認知症サポーター^{*}の育成、認知症の総合支援等、地域全体で支える体制の構築を目指し、実効性のある認知症施策を推進します。

重点事項 3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の増加に伴い、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援、生活支援の必要性が増加していることから、地域の実情に応じた生活支援・介護予防サービスの充実を図る必要があります。

生活支援コーディネーターが中心となり、地域包括支援センター等との連携を図りながら、地域における既存の社会資源や、生活支援・介護予防サービスを活用し、安全安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備していきます。

また、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことから高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待できます。

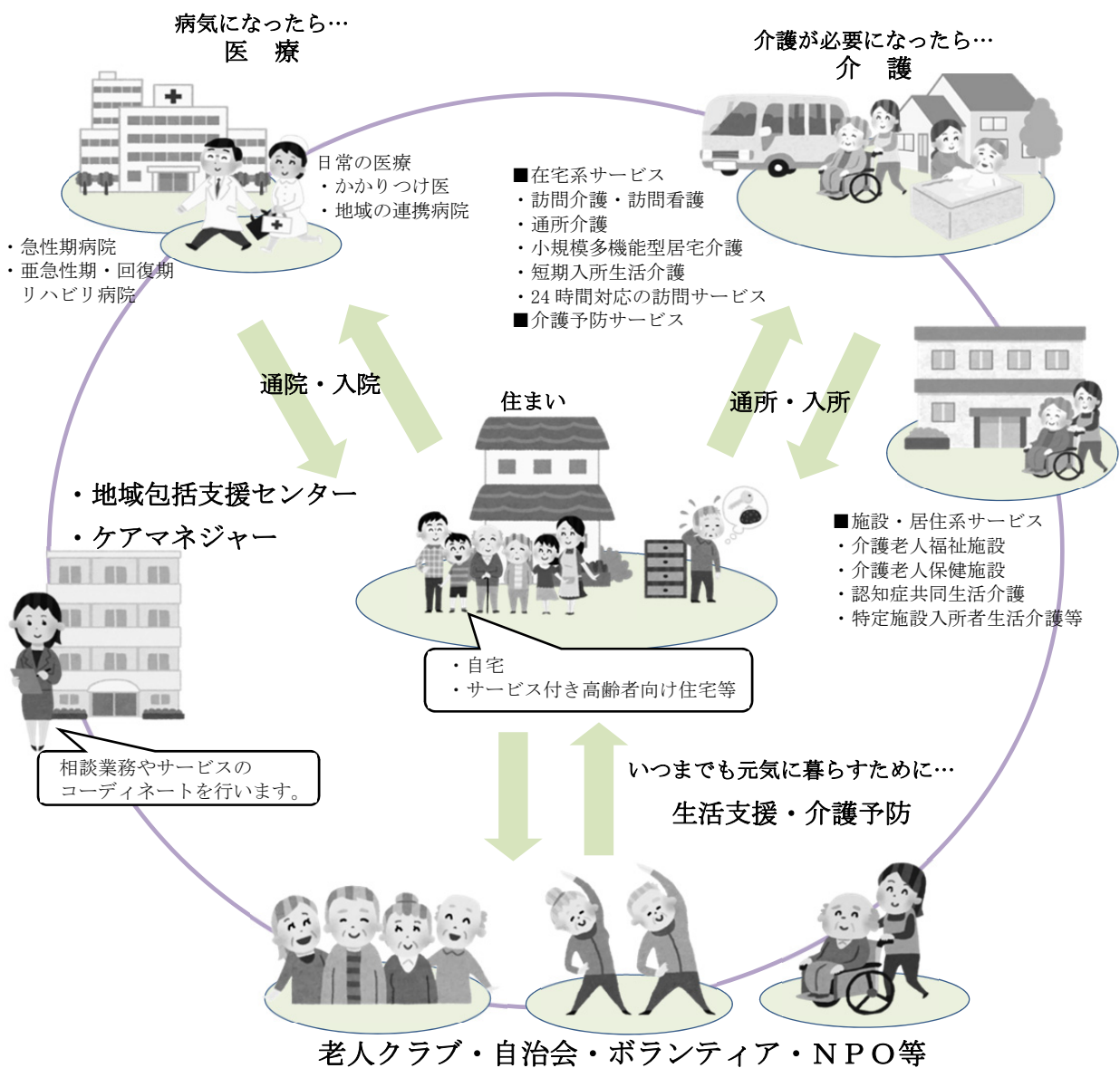
重点事項 4 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るため、地域ケア会議がもつ5つの機能（①個別課題解決機能、②ネットワーク構築機能、③地域課

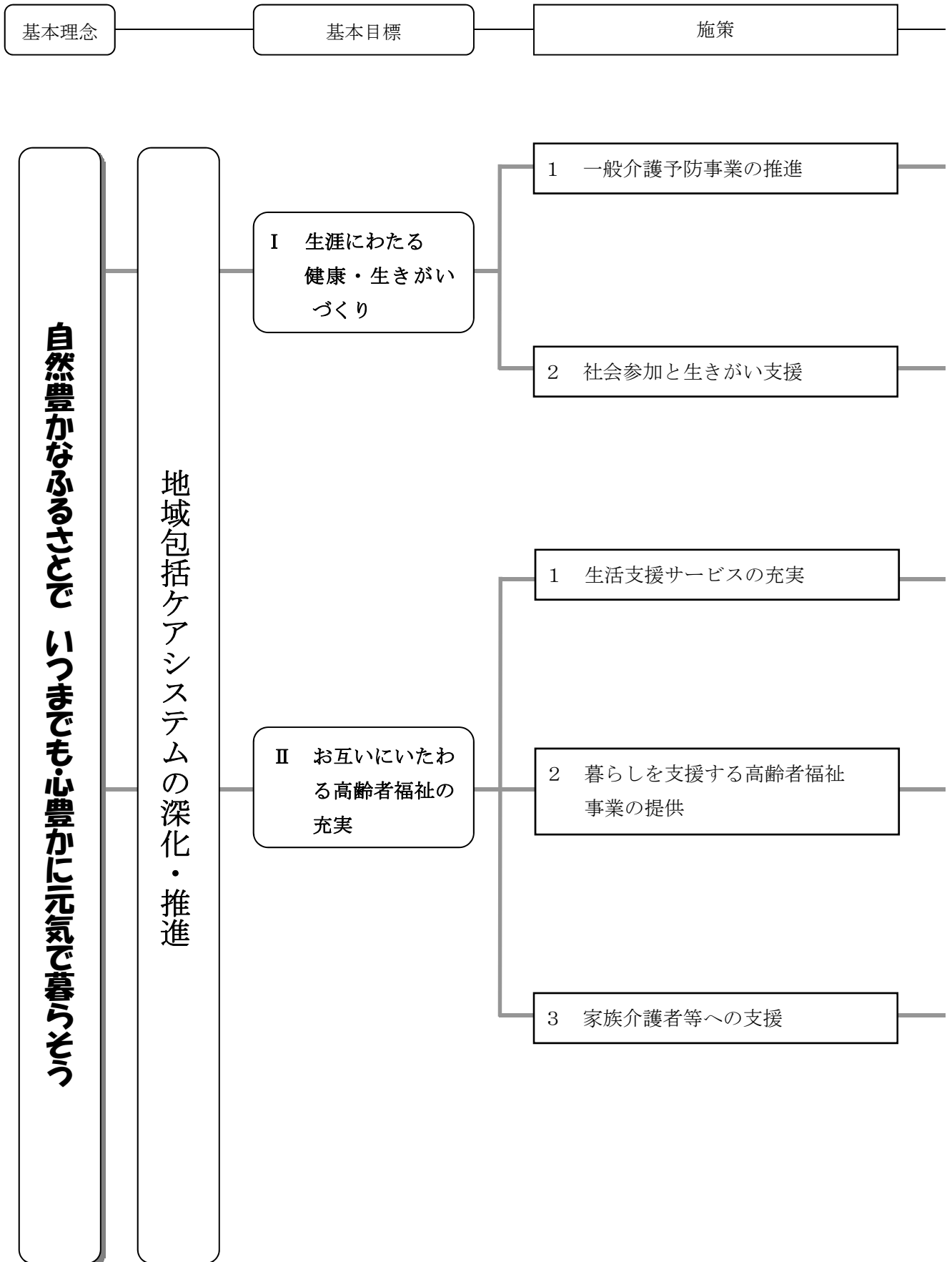
題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能)が発揮されるよう、地域ケア会議を開催し、地域包括ケアシステムを推進できるよう取り組んでいきます。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進イメージ

地域包括ケアシステムとは、深刻な高齢化が進むこれからの地域社会において、多様化する高齢者の生活ニーズに対して、柔軟なサービスを提供するために、介護・福祉・医療・保健の関係機関及び施設が連携して、一体的な福祉サービスを提供するための仕組みです。



5 施策の体系



取組内容または事業名

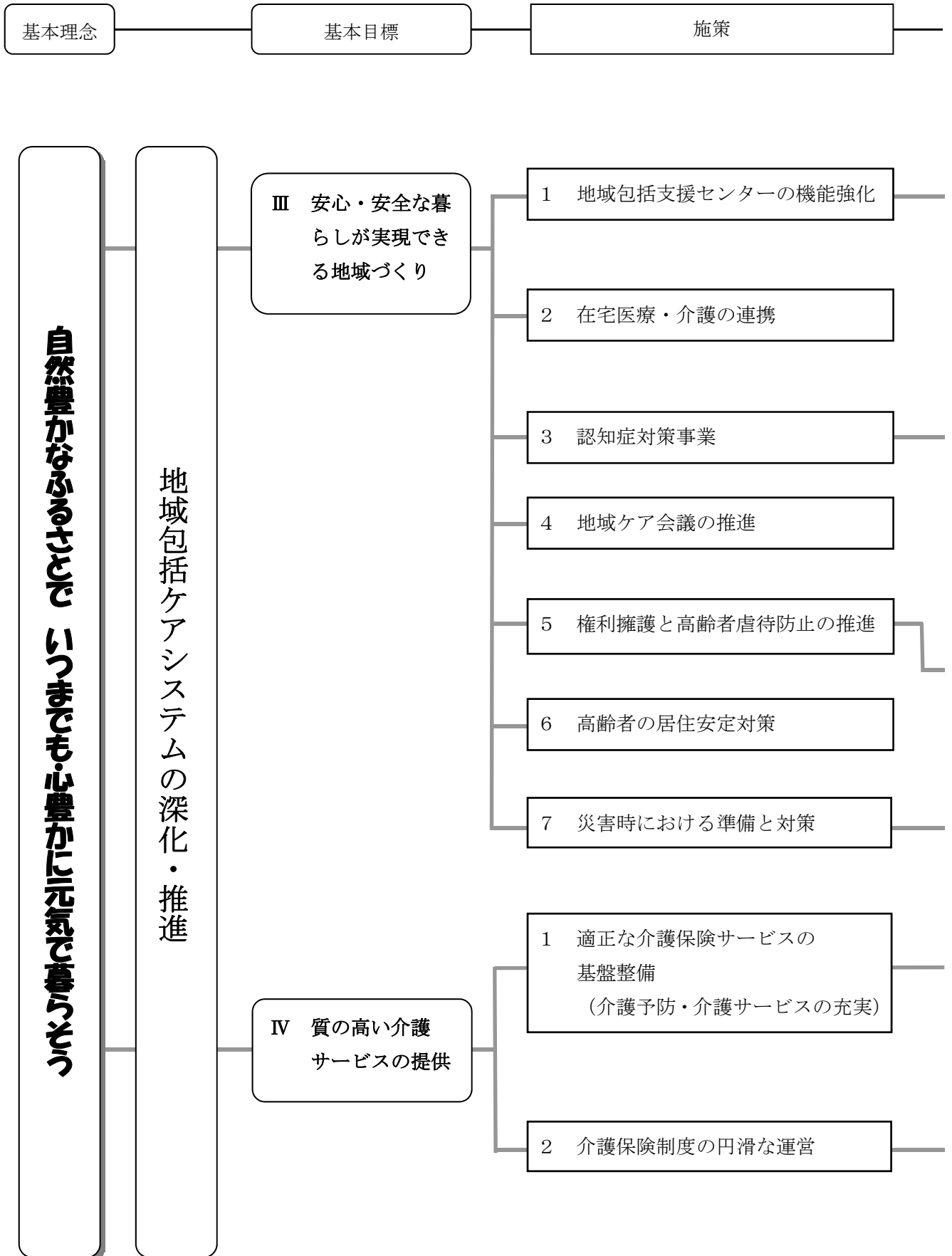
- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 介護予防把握事業 | (4) 一般介護予防事業評価事業 |
| (2) 介護予防普及啓発事業 | (5) 地域リハビリテーション活動支援事業 |
| (3) 地域介護予防活動支援事業 | |

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 高齢者敬老事業 | (4) 高齢者能力活用推進事業 |
| (2) 高齢者生きがい活動支援（通所）事業 | |
| (3) 老人クラブ活動助成事業 | |

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 生活支援サービスの体制整備 | (2) 生活支援サービスの提供 |
| 1) 生活支援コーディネーターの配置 | 1) 訪問型サービス |
| | 2) 通所型サービス |

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| (1) 寝具洗濯乾燥サービス事業 | (6) 老人保護措置事業 |
| (2) 日常生活支援
（ホームヘルプサービス）事業 | (7) 高齢者見守り事業 |
| (3) 在宅老人短期宿泊事業 | 1) 職員による高齢者見守り事業 |
| (4) 介護保険離島交通費扶助 | 2) 配食サービス事業 |
| (5) 障害者ホームヘルプサービス支援事業 | 3) 緊急連絡通報システム設置事業 |

- | |
|--------------|
| (1) 紙おむつ給付事業 |
| (2) 住宅改修支援事業 |



取組内容または事業名

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの適切な運営体制整備 <ul style="list-style-type: none"> 1) 適切に事業を実施するための体制整備 2) 地域包括支援センターの運営に対する適切な評価 3) 事業実施者と地域包括支援センターとの連携体制を構築 | <ul style="list-style-type: none"> (2) その他包括的支援事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1) 第1号介護予防支援事業(旧介護予防ケアマネジメント事業) 2) 総合相談支援事業 3) 権利擁護事業 4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業 5) 指定介護予防支援事業 |
|---|---|

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症の早期診断、早期対応に向けた体制整備 <ul style="list-style-type: none"> 1) 認知症ケアパスの普及 2) 認知症初期集中支援チームの設置と活用の推進 (2) 認知症に関する知識の普及と地域で見守り、支え合う体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> 1) 認知症サポーター養成と活用 | <ul style="list-style-type: none"> (3) 地域の見守りネットワークの構築 (4) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 (5) 若年性認知症施策の強化 (6) 認知症の人の介護者への支援 (7) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり |
|---|---|

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 権利擁護事業【再掲】 (2) 高齢者虐待の防止等 <ul style="list-style-type: none"> 1) 広報・普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 2) ネットワーク構築 3) 行政機関連携 4) 相談・支援 |
|---|--|

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時要配慮者支援 | <ul style="list-style-type: none"> (2) 災害時の介護保険施設等への支援体制 |
|---|---|

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 居宅サービス
(介護予防サービスを含む) (2) 施設サービス (3) 地域密着型サービス
(介護予防地域密着型サービスを含む) | <ul style="list-style-type: none"> (4) 住宅改修、福祉用具貸与・購入
(介護予防福祉用具貸与・購入を含む) (5) 介護予防支援・居宅介護支援 |
|--|--|

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 効果的・効率的な介護給付の推進 <ul style="list-style-type: none"> 1) 事業者に適正なサービス提供の要請等 2) 定期巡回・随時対応型訪問看護等の普及促進 (2) 介護給付の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 1) 介護給付適正化事業 | <ul style="list-style-type: none"> (3) 介護サービスの質の向上 <ul style="list-style-type: none"> 1) 地域密着型サービス事業者への指導 2) 相談・苦情対応体制の充実 3) 事業者への対応要請・苦情情報の提供 4) サービス情報の提供 (4) 介護サービスの人材の確保及び育成 |
|--|---|

6 本町における日常生活圏域

日常生活圏域の設定に関しては地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付サービス等を提供するための施設の整備状況を総合的に勘案し、保険者ごとに定めることになっています。地域密着型サービスの提供は、日常生活圏域別に行います。本町では日常生活圏域を1つと設定しています。